

熊本県公報

第11022号
平成15年8月25日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 予算の専決処分.....(財政課) 1
 - 指定居宅介護支援事業所の指定.....(介護保険課) 6
 - 特定計量器定期検査の実施.....(商工政策課) 6
- 公 告**
- 公共測量の実施.....(監理課) 7
 - 第32回採石業務管理者試験の実施.....(工業振興課) 7
 - 建設業法第29条の2の規定に基づく監督処分.....(監理課) 7
 - 開発行為に関する工事の完了.....(建築課) 8
- 登 載 依 頼**
- 産業廃棄物処理施設建設候補地検討会の会議の開催
.....(産業廃棄物処理施設建設候補地検討会) 8

告 示

熊本県告示第869号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により平成15年8月12日付けで専決した平成15年度熊本県一般会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

平成15年8月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

専第11号

平成15年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

平成15年度熊本県の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,610,403千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ769,823,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成15年8月12日専決

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び金 負 担		9,119,470	9,000	9,128,470
	1 負 担 金	8,127,270	9,000	8,136,270
2 国庫支出金		138,872,662	2,722,708	141,595,370
	1 国庫負担金	57,280,980	74,366	57,355,346
	2 国庫補助金	80,508,657	2,648,342	83,156,999
3 繰入金		23,761,466	510,362	24,271,828
	1 基金繰入金	19,303,673	510,362	19,814,035
4 県 債		122,217,000	1,368,333	123,585,333
	1 県 債	122,217,000	1,368,333	123,585,333
歳 入 合 計		765,212,692	4,610,403	769,823,095

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		59,769,153	254,107	60,023,260
	1 災 害 救 助 費	2,548	254,107	256,655
2 農 水 産 業 林 費		87,572,523	665,900	88,238,423
	1 林 業 費	19,391,185	665,900	20,057,085
3 土 木 費		123,192,939	3,198,995	126,391,934
	1 道 路 橋 り よ う 費	55,525,569	77,995	55,603,564
	2 河 川 海 岸 費	27,445,707	3,121,000	30,566,707
4 災 害 復 旧 費		3,076,107	491,401	3,567,508
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	1,885,578	378,316	2,263,894
	2 土 木 災 害 復 旧 費	1,190,529	113,085	1,303,614
歳 出 合 計		765,212,692	4,610,403	769,823,095

第2表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害援護資金 貸付事業費	千円 82,333	政府貸付金の借り 入れ	無利子	12年以内（うち据置 期間5年以内） 半年賦均等償還

2 変 更									
起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
治 山 国庫補助事業費	千円 2,175,000	(借入先) 財務省、日 本郵政公社、公 営企業金融公庫 会社、その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行 (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。		30年以内 (うち据置期 間5年以内) 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	千円 2,352,000				
砂 防 国庫補助事業費	1,876,000				2,776,000				
治山災害現年 発生国庫補 助事業費	12,000				141,000				
単県治山事業費	30,000		年 10 % 以 内		56,000	(補 正 前 に 同 じ)			
単県道路整備 事業費	11,447,000				11,484,000				
単県砂防整備 事業費	398,000				415,000				
計	15,938,000				17,224,000				